

富田林市立図書館資料収集方針

(趣旨)

1. この方針は、富田林市立図書館処務規則（昭和51年富田林市教育委員会規則第13号）の規定による資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

2. 公立図書館の任務は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料を提供することである。この任務を果たすため、富田林市立図書館は、「図書館法（昭和25年法律118号）及び図書館の自由に関する宣言（昭和29年採択）の理念に基づき、市民の資料要求を反映させ、市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料を収集する。

(資料収集の種類と範囲)

3. 収集する資料は、国内出版物を中心に、各分野にわたり、基本的なものから必要に応じて専門的なものまで幅広く収集する。

収集する資料の種類については、図書、逐次刊行物、地域資料（郷土資料・行政資料など）、視聴覚資料、障がい者サービス用資料、外国語資料、その他（パンフレット他）等、時代の要求にあった多彩な形態のものを収集する。

(資料別収集方針)

4. 資料別収集方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般図書

一般図書は、社会情勢・科学の進歩に留意し、市民の学習、教養、社会生活・家庭生活の向上及びレクリエーション等に資するため、基本的・入門的図書を中心に、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

(2) 児童図書

児童図書は、子どもが読書の喜び・楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ図書及び学習・調査研究のための図書を幅広く収集する。

(3) ヤングアダルト図書

ヤングアダルト図書は、おおむね13歳から18歳の青少年（ヤングアダルト）を対象とし、教養、趣味娯楽、実用等関心の高い図書を収集するとともに、将来の進路や職業選択に関わる図書も併せて収集する。

(4) 参考図書

参考図書は、市民の調査研究に役立つ辞典・事典・年鑑・白書等を幅広く収集する。

(5) 逐次刊行物（新聞・雑誌）

新聞は、全国紙を中心に、地元発行紙、必要に応じて専門紙等についても収集する。

雑誌は、国内発行の各分野の基本的・代表的な雑誌を中心に、必要に応じて専門誌等も含めて収集する。

(6) 地域資料

地域資料は、富田林市立図書館地域資料収集基準に従い、収集する。

(7) 視聴覚資料

視聴覚資料は、娯楽・教養・実用に資するため、録音図書等を収集する。

(8) 障がい者サービス用資料

障がい者サービス用資料は、図書館サービスを受けるのに困難な障がい者（視覚障がい者、寝たきり老人、重度の肢体不自由者など）へのサービスのため、録音図書、大活字本、点字資料、DAISY資料等、必要に応じて収集する。

(9) 外国語資料

外国語資料にも留意して収集する。

(10) その他

パンフレット・リーフレット等は、必要に応じて収集する。

予約本についても留意する。

(11) 寄贈資料

寄贈資料の受入れについても、この方針を適用する。

(収集についての留意点)

5. 資料収集に当たっては、「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会）を基本精神とし、次の点に留意する。

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集すること。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除しないこと。

(3) 図書館職員の個人的な関心や好みによって選択しないこと。

(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしないこと。

(5) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、

それを図書館及び図書館職員が支持するとみなさないこと。

(蔵書の除籍・買替え)

6. 常に質の高い新鮮な蔵書構成を維持するため、資料保存の状況に留意しつつ、富田林市立図書館資料除籍基準に従い、資料の除籍を行う。基本的資料及び利用度の高い資料については買い替え等により補充する。

(その他)

7. この方針に定めるもののほか、必要な事項については、図書館長が別に定める。

附 則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。